（国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令の一部改正）

第十三条　国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令（平成二十一年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令

（国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部改正）

第十四条　国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年総務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「内閣官房令」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令の一部改正）

第十五条　国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令（平成二十五年総務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する内閣官房令

（国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令の一部改正）

第十六条　国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令（平成二十五年総務省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令

第四条の見出し中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五条中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

別記様式第六中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十七条　失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

（総務省組織規則の一部改正）

第十八条　総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　人事・恩給局（第七条―第十四条）」を「第二款　削除」に、「第十二款　政策統括官（第七十五条）」を「第十二款　政策統括官（第七十五条・第七十五条の二）」に改める。

第一章第一節第二款を次のように改める。

第二款　削除

第七条から第十四条まで　削除

第十五条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第十六条の見出しを「（情報システム管理室）」に改め、同条第一項中「、政府共通システム基盤センター及び個人情報保護室並びに情報システム企画官二人並びに国際企画官一人」を削り、同条第二項中「の整備及び管理に関する事務（政府共通システム基盤センターの所掌に属するものを除く。）」を「（他の行政情報システムの基盤となるものを除く。）の整備及び管理に関する事務」に改め、同条第四項から第九項までを削る。

第十七条第一項中「二人及び調査官一人」を「五人及び調査官二人」に、同条第二項中「事務を行う」を「ものを助ける」に改める。

第十八条の見出し中「、業務情報化推進室、政策評価審議室及び機動調査推進室並びに」を「及び」に改め、「及び評価監視企画官」を削り、同条第一項中「、業務情報化推進室、政策評価審議室及び機動調査推進室並びに」を「及び」に、「及び評価監視企画官それぞれ一人」を「三人」に改め、同条第二項第一号ハ(1)中「及び大学共同利用機関法人」を「、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センター」に改め、同項第二号を次のように改め、同項第三号を削り、同条中第四項から第九項までを削り、第十項を第四項とし、第十一項を削る。

二　前号に掲げるもののほか、行政評価局の所掌事務で他の所掌に属しないもののうち管区行政評価局等に関すること。

第十八条の次に次の二条を加える。

（人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官）

第十八条の二　企画課に、人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官一人を置く。

2　人材育成室は、行政評価局の所掌事務に関する職員の訓練に関する事務をつかさどる。

3　人材育成室に、室長を置く。

4　評価活動支援室は、行政評価局の所掌事務に関する総合的な情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。

5　評価活動支援室に、室長を置く。

6　企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（客観性担保評価推進室及び企画官）

第十八条の三　政策評価課に、客観性担保評価推進室及び企画官一人を置く。

2　客観性担保評価推進室は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に関する基本的事項の企画及び立案並びにその実施の調整に関する事務をつかさどる。

3　客観性担保評価推進室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、政策評価課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第二十条第一項中「十一人」を「七人」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「のうち十人」を削り、同項を同条第二項とする。

第七十五条を次のように改める。

（企画官等）

第七十五条　本省に、企画官二人、調査官七人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、恩給経理官一人、恩給審理官一人、恩給相談官二人、受給・債権調査官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、統計企画管理官の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整を助ける。

3　調査官のうち一人は、命を受けて、統計企画管理官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

4　調査官のうち一人は、命を受けて、統計審査官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

5　調査官のうち二人は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

6　調査官のうち二人は、命を受けて、恩給審査官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

7　調査官のうち一人は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。